

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

弊社は、社員がその能力を十分に発揮し、より活躍できる環境の整備を行うため、下記のように計画し実施いたします。

■ 計画期間

令和 8 年 8 月 1 日 ～ 令和 11 年 7 月 31 日までの 3 年間

■ 内容

- | | |
|----|---|
| ① | ： 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供 |
| 詳細 | ： 管理職及び男女の労働者の配置・育成・評価・昇進・性別役割分担意識
その他の職場風土等に関する意識 |
| 目標 | ： 監督職以上の女性割合を 37.3%から 45%以上にする |
| 対策 | ： 女性社員のキャリアアップに向けた研修受講
(実施時期) 令和 8 年 8 月より |
- | | |
|----|---|
| ② | ： 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備 |
| 詳細 | ： 年次有給休暇の取得促進のための措置 |
| 目標 | ： 年次有給休暇取得日数 平均 10 日 |
| 対策 | ： 社内周知の徹底と従業員別に有給休暇取得状況の発信
(実施時期) 令和 8 年 8 月より |
- | | |
|----|---|
| ③ | ： 男性社員の育児休業取得率の向上を目指す |
| 詳細 | ： 計画期間内の育児休業取得率の向上 |
| 目標 | ： 計画期間において育児休業取得率を75%以上とする |
| 対策 | ： 育児休業取得に関する制度や相談について窓口を設置する
(実施時期) 令和 8 年 8 月より |
- | | |
|----|--|
| ④ | ： 所定外労働時間の削減のため、ノー残業デーの活動を推進する |
| 詳細 | ： 仕事と生活の調和を図ることができる労働環境の整備 |
| 目標 | ： 所定外労働時間を10%削減する |
| 対策 | ： 所定外労働の原因の分析を行い、業務の見直し、作業の効率化を図る
(実施時期) 令和 8 年 8 月より |
- | | |
|----|--|
| ⑤ | ： 次世代育成支援対策の推進 |
| 詳細 | ： 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供 |
| 目標 | ： 地域における子ども教育関連活動へ積極的に貢献する |
| 対策 | ： 小学校、中学校の職場見学及び職場体験の受け入れや若年層への
インターンシップにより、事業の現場を通じて地域社会の次世代育成
に貢献する
(実施時期) 令和 8 年 8 月より |